別紙参考様式

本確認書の枚数が2枚以上にわたる場合、それぞれの者が全てのページの継ぎ目に等分にかかる契印を押すこと。

土地附属物に関する確認書

農地中間管理事業における農用地等に設置される附属物の取扱要領に基づき、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物の内容並びに原状回復及び収去の条件等については、下記のとおりである。

本確認書に記載されている附属物の原状回復及び収去の義務は、農地借受者が農地所有者に対して直接負うものとし、農地借受者及び農地所有者は、静岡県農業振興公社（以下「公社」という。）に、その義務を負わせないものとする。

記

１ 附属物設置土地（既設及び新設）　※別紙で作成可

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地番号 | 土地の所在 | 面積(㎡) | 貸借期間 | 備考 |
| 1 | ○○市○○　○○－○ | 1,000 | R○年○月○日～R○年○月○日 |  |
| 2 | ○○市○○　○○－○ | 3,000 | R○年○月○日～R○年○月○日 |  |

２ 附属物の内容及び原状回復等　　 ※別紙で作成可

（１）既に附属物が設置されている場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地番号 | 既設の附属物名(台数、規模等） | 設置時期 | 借受時 | 返還時 |
| 破損等の有無 | 具体的な状況 | 修繕交換 | 収去 | 具体的な　収去方法等 |
| 有 | 無 | 要 | 不 | 要 | 不 |
| １ | ビニールハウス6m×30m単棟１棟 | H20.4 | [x]  | [ ]  | 被覆材劣化骨組パイプ錆 | [ ]  | [x]  | [ ]  | [x]  | 破損がなければ補修不要 |
| 2 | 栽培棚 | 不明 | [x]  | [ ]  | 骨組パイプ錆 | [ ]  | [x]  | [ ]  | [x]  | 現状返還 |

（２）附属物を新設する場合

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地番号 | 新設する附属物名(台数、規模等） | 設置者 | 設置者の収去義務 | 設置時期 | 収去時期 | 具体的な収去方法等 |
| 要 | 不 |
| 1 | 作業・資材用ハウス6m×15m　１棟 | 農地借受者 | [x]  | [ ]  | R〇年○月○日 | R○年○月○日 | 撤去 |
|  |  |  | [ ]  | [ ]  |  |  |  |

３ その他附属物に関する契約等　　　※別紙で作成可

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附属物名 | 内容 | 備考 |
| ビニールハウス（既設） | 当事者同士で賃貸借契約を締結済 | 所有者了承済契約書別添 |
| 栽培棚 | 借受者が配置や仕様を変更した場合も返還する際は現状で返還する | 所有者了承済 |
| ビニールハウス（新設） | 所有者の希望により契約終了後もそのまま残す。 | 借受者了承済無償譲渡 |

４ その他の確認事項

（１）既設の附属物の修繕については、農地所有者及び農地借受者の間で協議の上、合意することとし、公社は当該附属物の修繕に関与しないものとする。

（２）既設の附属物については、農地借受者と農地所有者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社に契約書等の写しを提出すること。また、公社が必要に応じて県及び市町等関係機関と本確認書に関する情報を共有することを承知すること。

（３）賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間の更新又は再契約時には、当該土地に係る附属物について、新たに確認書の締結を行うこと。

（４）附属物（本確認書に記載されている附属物を含む。）の原状回復及び収去の義務について、農地所有者及び農地借受者は、公社にその義務を負わせないものとする。

　上記の確認事項を証するため、この確認書２通を作成し、農地所有者及び農地借受者は署名又は記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　○年 ○月　○日

農地所有者　 　住 　　　　 所　○○県○○市○○－○○

氏名又は法人名 ○○　○○　　　　　　　　　　　㊞

（ 代 表 者 名 ）

連 絡 先　○○○－○○－○○○○

農地借受者　 　住 　　 　　所　○○県○○市○○－○○

氏名又は法人名 株式会社○○○○　　　　　　　　㊞

（ 代 表 者 名 ）代表取締役　○○　○○

連 　 絡 　先　○○○－○○－○○○○

○確認書作成のタイミング（参考）

既に附属物が設置されている農地を貸借する場合は、

＜一括方式＞集積計画作成時に併せて確認書も作成する。

＜従来方式＞集積計画作成時に農地所有者へ取扱要領の内容を承知してもらった上で、配分計画作成時に併せて確認書を作成する。